

農林水産省の「肥料価格高騰対策事業（春肥）」に関するQA（令和5年4月28日現在）

愛知県肥料価格高騰対策協議会

分類	番号	質問	回答
1 総論	1-1	申請は、秋肥・春肥を区別して申請するのか、それとも年間申請をするのか。	愛知県肥料価格高騰対策協議会の申請受付は、令和4年秋肥と令和5年春肥の年2回行うこととして います。年間申請は行いません。秋肥の申請は令和4年度で終了しました。 春肥の申請は令和5年7月14日（金）までです。申請期限後の申請は、受け付けませんので御承知 ください。
1 総論	1-2	事業実施後、取組実施者の5%程度を抽出して現地確認を行うとされているが、 その際必要となる書類や具体的な確認方法を知りたい。	抽出調査の方法は、今後国において検討され、その内容が示されることとなっております。 また、準備いただく証拠書類等は、令和5年2月6日付けの農林水産省からの事務連絡「肥料価格高 騰対策事業における取組メニューを実施したことが確認できる書類の保管について」及び令和5年3月 24日付け04愛知県肥料協議会（価）第25号で愛知県肥料高騰対策推進協議会長からの通知を御覧く ださい。
1 総論	1-3	取組実施状況報告書の注釈に記載のある「使用記録等」とはなにか。	
1 総論	1-4	国実施要領参考様式第6号に記載の「今後の取組」とは何か。化学肥料低減の取 組は令和5年度までの2年間で行うこととされているが、それ以降も取り組む必要 があるのか。	今回の事業は「取組実施者が取組実施状況報告書において化学肥料の使用量の低減に向けて継続 的に取り組むための取組計画を作成する。」が成果目標となっていることから、取り組む必要が あります。交付等要綱第6を参照。
3 取組実施者	3-1	販売農家であることの確認はどのように行うのか。	参加農業者は、取組実施者に対して税務申告、販売伝票などを示すことにより、自らが販売農家 であることを証明します。また、提出資料である「肥料価格高騰対策事業参加申込書（様式第2-1 号）」の参加農業者の誓約・同意で、販売農家であることを誓約することとなっております。
3 取組実施者	3-2	販売実績の確認用の書類の提出は不要でよいのか。	取組実施者において確認できれば、事業実施主体への書類提出は不要です。但し、取組実施者は 何をもって確認したかを記録しておいてください。
3 取組実施者	3-3	肥料販売業者が取組実施者になっても、全ての肥料を確認することができな い。どのように対応すればよいのか。	参加農業者は、肥料を購入した店に相談をし、肥料販売店が取組実施者となり、申請を行うこと を基本とします。 取組実施者は、参加農業者が他店舗で購入した肥料も併せて申請対象とする場合は、他店舗が発 行する「肥料法に基づく肥料であることの証明（「肥料店による証明」または「保証票）」が 添付されていることの確認をお願いします。
3 取組実施者	3-4	5戸の農業者で設立した組織（農業者の組織する団体）が、支援金の受け皿と なる場合は代表者の通帳でもよいのか。	代表者の通帳でもよいが、他の取引が混在すると煩雑となり、会計検査もあることから専用口座 を作成することをお勧めします。 なお、新たに「農業者の組織する団体」を設立する場合は、組織運営に関する規程や代表者の定 め、銀行口座が必要です。
3 取組実施者	3-5	参加農家の前年度までの取組内容実績確認は、農家の自己申告でよいのか。	参加農家の自己申告でよく、取組実施者が前年度までの取組を確認する必要はありません。
3 取組実施者	3-6	農業者グループを県内農業者と県外農業者で結成し、申請をしてよいのか。	国Q&A問3-8のとおり取組計画書等の申請先は、原則として、参加農業者が所在する都道府県協議 会となっております。したがって、愛知県在住の農業者は、愛知県肥料高騰対策推進協議会に申請 が可能ですが、他県に在住する農業者は、他県の協議会にお問い合わせください。
3 取組実施者	3-7	保有米のみの生産で端米だけを販売している農業者は、販売実績ありとなり得 るのか。また、販売実績は昨年度の実績でよいのか。	領収書等により販売実績があることを取組実施者が確認できれば対象となります。販売実績は、 令和4年1月以降の税務申告、販売伝票などによります。
3 取組実施者	3-8	申請者（参加農業者）は農業の事業主でなければならないのか。	申請者が事業主であることが望ましいですが、事業主と同一経営体の構成員であれば、認められ ます。
3 取組実施者	3-9	親と子がそれぞれの名義で肥料を購入しており、税務申告は親が行っている場 合、名寄せして申請することは可能なのか。この場合、同一世帯を証明するも のは必要か。	それぞれの名義人が同一経営体の構成員として、税務申告を一にしておれば、認められます。な お、取組実施者で同一経営体であることが確認できれば、添付書類の提出は不要です。
3 取組実施者	3-10	屋号で申請することは可能か。領収書（請求書）の宛名は屋号で、振込口座名 義が個人の場合も支援金の支払いが可能か。支払い可能な場合、屋号と個人と の関係を証明するものは必要か。	屋号と振込口座名義が同一農業者であることを確認する必要があります。但し、取組実施者が同一 農業者であることを既に確認済みで、取組実施者が振り込みに困らなければ、証明書の提出を 求める必要はありません。なお、確認が困難な場合は、取組実施者が参加農業者に証明書を求め ることは可能です。県協議会への書類提出は不要です。
3 取組実施者	3-11	肥料価格高騰対策事業参加申込書（業務方法書様式第2-1号）は、参加農業者の 自署でなければならないか。また、押印は必要か。	参加農業者による自署である必要はありません。参加農業者自身による自署、パソコン入力のどちら でもよいです。化学肥料低減計画書（様式第2-2号）も同様です。また、押印は不要です。
4 低減の取組	4-1	化学肥料低減計画書は、誰がどのように確認するのか、また、報告は必要か。	化学肥料低減計画書は参加農業者が作成し、取組実施者がとりまとめます。取組実施者は、必要 に応じて取組内容について確認をしていただきます。取組実施者は令和5年12月末までに中間報告 書、令和6年12月末までに取組実施状況報告書によって、参加農業者の取組状況を県協議会に提出 する必要があります。参加農業者は取組実施者の指示に従い、取組結果を報告してください。
4 低減の取組	4-2	化学肥料低減計画書に記載する作物は、秋冬作、春夏作を分けて記載するの か。もし、年間を通した作物（果樹等）で記載する場合、申請時の化学肥料低減計 画書は同じものを2回提出することでよいのか。	化学肥料低減計画書に記載する作物は、秋肥の申請時には秋肥を使用する作物を、春肥の申請時 には春肥を使用する作物を記載し、申請した作物で化学肥料低減取組を実施します。ただし、果 樹や施設栽培など年間を通して栽培する作物では秋肥、春肥の時期にそれぞれ購入され、使用さ れます。この場合、秋肥申請、春肥申請に化学肥料低減計画書は同一作物で取り組むこととなる ため、同じ内容の計画書を2回提出してください。
4 低減の取組	4-3	養液栽培では、排液の量・ECを確認し、給液の量・ECをコントロールしている。このよ うな管理方法を行った場合、国Q&A問4-4により「土壌診断による施肥設計」に該当す ると判断してよいのか。	「土壌診断による施肥設計」に該当します。
4 低減の取組	4-4	取組メニュー「土壌診断による施肥設計」で、「土壌診断」はどの程度・種類まで認め られるか。具体的に示して欲しい。 例）PH計でPHを計る等でよいのか。	土壌診断について、国は必須項目を設けていません。営農上の課題に必要な検査が実施され、適 切な施肥設計ができれば、取組手段は問われません。
4 低減の取組	4-5	施設栽培で環境モニタリング（温度、CO ₂ など）により、生育予測した結果、施肥量を増減 する場合は、「生育診断による施肥設計」の取組としてよいのか。	「生育診断による施肥設計」に該当します。
4 低減の取組	4-6	取組メニューの「生育診断による施肥設計」の生育診断には、ほ場巡回も含まれるの か。	ほ場巡回でデータを収集し、その結果により追肥量を決定する取組であれば該当します。
4 低減の取組	4-7	取組メニューの「生育診断による施肥設計」はどの程度・種類まで認められるか？葉色 診断も対象となるのか。具体的に示して欲しい。 例）葉色板の使用のみでもよいのか。	生育診断による施肥設計について、具体的な数値や取組手法に制限は設けておりません。葉色か ら栄養状態を確認し、穂肥を始めとした追肥の施肥量の目安とする取組は該当します。
4 低減の取組	4-8	取組メニュー「生育診断による施肥設計」にあるが、トマト部会では、月に1回JA営農指 導員と普及指導員にて全部会員ほ場を巡回して指導を行っているが、その際のト マト生育状態を考慮しての追肥やEC管理の指導は施肥設計にあたるのか。	ほ場巡回でデータを収集し、その結果により追肥量を決定する取組であれば該当します。
4 低減の取組	4-9	取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」、「化学肥料の使用量及びコスト低 減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」について、具体例を提示して欲し い。	取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」は、地域で減肥基準を策定し、これに準拠した取 組を行う事などを想定しています。「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘 柄の見直し」は、地域の施肥層などに合わせて肥料銘柄を見直すことなどを想定しています。
4 低減の取組	4-10	特殊肥料の届出をしていない自給堆肥を施用した場合、取組メニュー「堆肥の利用」に 該当するの か。 堆肥の施用は化学肥料の代替としてだけでなく、土壌物理性を改善し、作物の根 張りがよくなり、養分吸収率を高めて化学肥料の削減に繋がること期待され るため該当するとみなせるのか。	特殊肥料の届出をしていない自給堆肥は支援金の対象にはなりませんが、取組メニューの「堆肥の利 用」には該当します。

分類	番号	質問	回答
4 低減の取組	4-11	取組メニューの「食品残渣など国内資源の利用」について、「食品残渣」とは「食品残渣加工肥料」のことでしょうか。また、肥料登録のない資源を「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物」として化学肥料の代わりに施用してよいということか。	「食品残渣加工肥料」は、取組メニューの「有機質肥料の利用」に該当します。国内資源については特殊肥料などを想定しています。
4 低減の取組	4-12	取組メニューの「肥料施用量の少ない品種」とは、具体的な品種名が決まっているか。また、比較対象となる品種はどのように決めるのか。	本事業において具体的な品種等を規定していませんが、従来品種の栽培層等に記載されている施肥量で比較するなどが想定されます。
4 低減の取組	4-13	取組メニューの「低成分肥料の利用」について、低成分とはN(窒素)量に対してP(リン)、K(カリ)の割合が少ない肥料のことか(いわゆるL型肥料)。	リン酸、加成分の施肥量を容易に減らせることができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料や慣行の銘柄より窒素、リン酸、加成分の総量が低い複合肥料を指します。また、農業者等が自ら単肥を配合したのもこれに含まれます。
4 低減の取組	4-14	地域全体でリン酸やカリの含有率が従前の肥料よりも低い肥料に切り替えを図っている場合、取組メニューの「低成分肥料の利用」としてみなしてよいのか。また、上記の取組を令和2年度から徐々に進めている場合、前年度までの取組とみなしてよいのか。	地域全体で取り組んでいる場合は、取組メニューの「地域の低投入型の施肥設計の導入」に該当します。
4 低減の取組	4-15	養液栽培、かけ流し方式だが、どのメニューで読めばよいのか。	点滴チューブ等を利用した点滴施肥は、取組メニューの「局所施肥の利用」に該当します。
4 低減の取組	4-16	愛知式不耕起V溝直播栽培の施肥法は取組メニューの「局所施肥の利用」に該当するとしてよいのか。	「局所施肥の利用」に該当します。
4 低減の取組	4-17	取組メニューの「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当する取組を「これまでの取組」で○をつけるには、どの時点の見直しまでさかのぼれるのか。	取組メニューの「化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当する取組について、「これまでの取組」で○をつけるには、前年度に実施していた取組となります。
4 低減の取組	4-18	県協議会が東海農政局と協議し、承認され設定した取組メニューの「地域特認技術の利用」は、どのような技術か。	①露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理(マルチ栽培)、②肥効調節型肥料のうちフラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減、の2つの取組が地域特認メニューとなっています。
4 低減の取組	4-19	国Q&A問4-3 環境直払いの対象者、エコファーマ、有機栽培農業者であることの確認はどうすればよいのか。	それぞれ有資格者であることが証明できる書類で確認をお願いします。
4 低減の取組	4-20	堆肥・汚泥肥料・食品残渣の導入について、無料のもので取組メニューとして認められるのか。(納品書はある)	取組を実施していると認められます。
4 低減の取組	4-21	花苗生産で、従来よりも生育期間を短く(苗の大きさを小さく)することで施肥量を削減した場合、取組メニューの「肥料施用量の少ない品種の利用」とみなしてよいのか。	取組メニューの「施肥量・肥料銘柄の見直し」に該当します。
4 低減の取組	4-22	観葉植物は肥料低減への取り組みが難しい。どのような取り組みが考えられるのか。	各農林水産事務所農業改良普及課にお問合せください。
4 低減の取組	4-23	例えば、トマト農家でトマトが60a、米が100a、その他品目10aの農業経営において、経営の主要品目はトマトである。国Q&A問4-5では「面積の半分以上を占める作物で化学肥料の低減に取り組むこと」との記載がある。トマト部会で化学肥料低減の取組を行う方法を検討しているが、当該農家は米で取り組まなければならないのか。また、その場合の化学肥料低減計画書の作付概要は、どのように記載するのか。	原則は栽培面積ですが、主要品目であるトマトで取り組むことも可能です。ただし、栽培面積が大きい米においても取り組むことも検討してください。なお、作付概要欄については、国Q&A問4-5(2)にあるとおり、化学肥料低減計画書に記載する作物名は、取組を行う作物を記載するとありますので、トマトのみで取り組む場合はトマト60a、その他110aとなります。
4 低減の取組	4-24	現在、生産面積1ha、全面積で側条施肥で栽培しており、今後生産面積を2haに拡大し、全面積2haで側条施肥をする場合、既存の取組(○)、取組の拡大(◎)になるのか。	作物の作付面積拡大では取組強化の対象となりません。全面積2haのうち1haで側条施肥を実施している取組を2haに拡大する取組は、取組の拡大に該当します。
5 支援金の算定	5-1	今回の事業は、肥料法に基づく肥料が対象となるが、窒素肥料や石灰質肥料などの「普通肥料」のほか、堆肥や魚かすなどの「特殊肥料」も含まれるという理解でよいのか。土壌改良資材は対象となるのか。	肥料法に基づく肥料が対象となります。普通肥料のほか特殊肥料も対象となります。土壌改良資材は対象外ですが、土壌改良資材の中には肥料法に基づく肥料に該当するものもあります。肥料法に該当するものは対象となりますのでご注意ください。
5 支援金の算定	5-2	支援対象の肥料であるかどうかの判断は、参加農業者が行うのか。また、確認は、どこに相談すればよいのか。	肥料法に基づく肥料であることの証明は、参加農業者自らで行うことを基本としています。参加農業者自らが肥料を購入した店に確認してください。また、他店舗で購入した肥料も申請する場合は、参加農業者自らが肥料法に基づく肥料であることの証明書を取組実施者に提出してください。
5 支援金の算定	5-3	農作業受委託により受託者が購入・使用した肥料費は対象となるか。	国Q&A問2-17のとおり、受託組織であっても作業請負金などに肥料費の上昇分を計上していないことを示してもらうことで、当該組織等が使用する肥料費を支援対象とすることができます。
5 支援金の算定	5-4	米のみを販売し、野菜は自家消費の場合、野菜の肥料も支援対象となるのか。なお、税務申告時には自家消費分も収入として計上している。	農作物の販売農家であれば対象となります。春肥の申請における化学肥料低減の取組は、春肥を利用する作物の中で作付面積の合計の半分以上を占める作物で取り組んでいただくこととなります。詳しくは国Q&A問4-5のとおりです。
5 支援金の算定	5-5	春夏作用肥料(令和4年11月～令和5年5月納品)の予約を令和4年10月に取りまとめている。令和4年11月から価格改定されることを記載し取りまとめている。この取りまとめて注文した肥料は、価格改定後の価格で販売されることから、支援対象の肥料費としてよいのか。	令和4年11月以前の予約注文であっても、対象期間の価格改定後の価格で販売されることが前提ならば対象となります。その上で、対象期間における価格で購入した肥料であることを証明する予約注文表と請求書または領収書が必要となります。
5 支援金の算定	5-6	領収書または請求書の添付については、利用明細書(品名、数量、金額の記載あり)をもって代替として差し支えないか。また、肥料販売者が対象期間内の供給実績を集計し、購入したこと(支払い義務が発生していること)を証明する資料を別途作成し添付することで差し支えないか。	農水省は請求書や領収書等の代替書類も要件を満たせば、代替書類として認めることとしております。事前に県協議会に連絡してください。
5 支援金の算定	5-7	申請時に提出する領収書又は請求書は、写しでよいのか。	写しでよいです。
5 支援金の算定	5-8	注文書は必須か。予約であっても領収書・請求書があれば十分ではないか。	注文書は必須です。必要理由は、国は価格の上昇を支援する立場として、全国的に価格上昇が起こったのは令和4年6月と認識しているため、急騰した6月以降の価格で購入された方を支援の対象としているためです。手元に肥料が届いた時期でなく、どの時点の価格帯で購入したかに着目します。6月以降、令和5年の5月までの期間の価格で購入したことを証明する書類として注文書は必要です。領収書・請求書は額を確定するために必要と整理しています。なお、商習慣上注文書なしで取引している小売業者は、当用買いと同じものとして整理し、納品書に納品日付と納品価格(或いは、請求書・領収書での価格確認)が分かればよいです。
5 支援金の算定	5-9	参加農業者が秋肥分の申請漏れを理由に春肥の申請時に取組実施者に申請してよいのか。	県協議会として、秋肥の申請受付期間は令和4年12月13日(火)まで(当日消印有効)の1回のみです。それ以後の申請は受付られません。
5 支援金の算定	5-10	取組実施者は、農家の支援金の一部を取組実施者の事務費として貰ってもよいのか。	取組実施者が要する事務経費を参加農業者の負担とすることは可能です。参加農業者と取組実施者との間での話し合いで、相互に納得した手数料(事務費)を徴収することとなります。
5 支援金の算定	5-11	取組実施者が他の販売業者の価格改定確認や注文書の確認が出来ない場合は、業者証明(公印あり)が必要になりますか。	参加農業者が取組実施者に他の販売業者で購入した肥料を申請する場合は、他の販売業者が発行する「肥料法に基づく肥料であることの証明書(押印あり)」を作成してもらい、提出する必要があります。
5 支援金の算定	5-12	支援金の算定において、返戻金は控除しなければならないという記載が国Q&Aにあるがどうすればよいのか。	返戻金等を肥料代金から控除した額が支援金の算定の金額となります。

分類	番号	質問	回答
5 支援金の算定	5-13	提出された請求書の明細に肥料のほか、農業や生産資材が含まれ、合計金額から値引きされていた場合はどのように計算するのか。	申請額は値引き後の金額を案分してください。例えば、肥料100万円、農薬30万円、生産資材50万円、合計180万円。値引き額が5万円、請求額175万円という場合は、100万円×175万円/180万円＝972,222円となります。
5 支援金の算定	5-14	堆肥について何年も前から助成金を出しているが、助成対象から控除が必要となるか。	今回の申請額からは助成金額控除の対象となります。
5 支援金の算定	5-15	商品券やポイントで購入した肥料も対象となるという理解でよいか。	領収書・請求書等があれば対象となります。
5 支援金の算定	5-16	肥料費の対象は、原則として肥料法に基づく肥料とされているが、畜産農家が作る堆肥を購入する場合や個人が作るぼかし堆肥などを購入する場合は領収書等があれば対象となるのか。	特殊肥料は肥料法に基づく肥料であることから対象となります。ただし、特殊肥料として届出が出ていない堆肥等は支援の対象外です。
5 支援金の算定	5-17	支援額の税務処理はどうなるのか。	農業所得の雑収入として取り扱うこととなります。
5 支援金の算定	5-18	肥料会社が発行する肥料購入証明書の証明者は、代表者でなければならない	証明内容に責任を持つことができる立場の方であれば、代表者にこだわりません。
6 申請・支払	6-1	取組実施者に参加農業者が領収書で申請された際に、肥料銘柄、成分表記もなく、支援の対象等の内容把握ができない。このような場合、購入肥料が肥料法に基づく肥料であるのか証明できない以上は、今回の支援対象にはならないという理解でよいか。また、数量が分からない場合はどう対応すればよいか。	領収書（請求書）は、支払済（支払義務が発生していること）を確認するためのものです。肥料名（肥料法に規定されている肥料であること）や対象期間に適用された価格であることの証明は、農業者が行います。購入数量は不明であっても、金額が確認できれば良い。
6 申請・支払	6-2	同一家族で申請者と購入者の名義が違っている場合は、世帯確認できれば対象として認められるか。	それぞれの名義人が同一経営体の構成員であれば、認められます。
6 申請・支払	6-3	秋肥の申請を忘れていた場合、春肥で合算して行ってもよいか。	本県協議会としては、秋肥、春肥のそれぞれで申請期間を設けています。したがって、それぞれに対応する申請期間以外の申請は受け付けません。
6 申請・支払	6-4	肥料法に基づく肥料の証明について、ホームセンター等で購入した場合、シートに肥料名が書かれていないことが想定されるが、その場合の証明は、生産者の自己証明でよいか。それとも自己証明は認められないので、対象外となるのか。	一般にホームセンター等で発行されたシート等には、肥料の銘柄等が記載されていると考えますが、仮にこれが確認できない場合は、化学肥料低減計画書（いわゆるチェックシート）において、領収書記載のものが肥料であることを自ら「確認」していることを前提に、農業者が肥料法に基づく肥料であることを自ら申告することにより、確認するものとします。具体的には、農業者が肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」や「登録番号」を領収書又はその添付書類に記入し、肥料法に基づく登録・届出がある根拠として、シートとともに証拠書類として提出してください。
6 申請・支払	6-5	商慣習上行われている予約注文において、最終的に購入数量及び購入価格が確定するのが納品時となる場合は、どのように整理すればよいか。	例えば、令和5年5月に注文し、7月に納品される場合において、7月の納品時に数量、価格が確定する場合は今回の補助の対象ではありません。令和4年10月に注文し、令和4年11月に納品される場合において、11月に価格が決定する場合は対象となり、10月に価格が決定した場合は対象外です。
6 申請・支払	6-6	肥料販売店が発行する「肥料販売証明書」をもって、所要額の算出としてよいか。	可能です。肥料販売証明書の原本は、県協議会に提出してください。取組実施者、参加農業者は写しを保管してください。
6 申請・支払	6-7	提出書類に関して、領収書や請求書の原本は誰が保管すべきか。	原本は税務申告等で参加農業者が使用することが想定されるため、参加農業者で保管してください。県協議会への提出は写しとなります。
6 申請・支払	6-8	申請者と購入者（請求書宛名）と口座名義人が異なる場合は、問題ないか。	それぞれの名義人が同一経営体の構成員であると取組実施者が確認できれば認められます。
6 申請・支払	6-9	肥料価格高騰対策事業参加申込書（業務方法書様式第2-1号）は、自署でなければならないか。	自署である必要はありません。参加農業者から提出されたものであれば、パソコン入力でも可能です。化学肥料低減計画書（業務方法書様式第2-2号）も同様の扱いとなります。
6 申請・支払	6-10	申請後5年間の書類等の保管が必要とあるが、高齢化等もあり5年間の間に部会組織が解散となった場合、どのような対応が必要か。	農業者グループが解散しても参加された農業者の方々は見えますので、引き続き対応をお願いします。
6 申請・支払	6-11	市町村の助成がある場合、助成金額の調整が必要となる。市町村との調整はどのように行うのか。	市町村が支援金を交付する場合は、国・県の支援金に返還金が発生しないよう留意するように、県から市町村に通知が発出されています。